

令和 8 年 2 月 5 日  
環 境 政 策 部  
気 候 危 機 対 策 課

## 長野県企業局及び生活クラブ生活協同組合・東京等との連携協定の締結について

### 1 主旨

自然エネルギーを通じた自治体間連携及び家庭部門の脱炭素化を促進するため、長野県企業局及び生活クラブ生活協同組合・東京等と連携協定を締結したことについて報告する。

### 2 長野県企業局との連携協定締結について

#### (1) これまでの経緯

区では、平成 29 年度より、長野県企業局が運営する長野県内の水力発電所で発電された電力を、小売り電気事業者を通じて、区内の保育園・幼稚園、児童館で供給を受けてきた。また、この電力供給の関係性に基づき、長野県企業局職員の区立保育園訪問や長野県伊那市産の積み木・長野県公式キャラクターのぬいぐるみ贈与などの交流が行われてきた。

このたび、長野県企業局が行う再エネ電源創出や区の公共施設における再エネ確保、区内の再エネ普及などについて、双方が連携して取り組んでいくための新たな関係性を構築するため、長野県企業局と協議の上で、連携協定を締結した。

#### (2) 協定の内容

※別紙「長野県企業局と世田谷区における再生可能エネルギー活用を通じた連携・協力協定」のとおり

##### 【連携・協力事項】

- ・ 区の再エネ確保及び長野県企業局が行う再エネ電源創出
- ・ 区民に対する再エネの普及・啓発、理解促進
- ・ 区民の森林や水資源等の理解促進及び長野県の森林・水資源等の保全・活用

#### (3) 締結日・期間

締結日 令和 8 年 1 月 30 日

期 間 令和 8 年 4 月 1 日からの 5 年間（以降、1 年ごとの自動更新）

#### (4) 今後の取組み

- ・ 連携協定をふまえ、長野県企業局と売電契約を行った小売り電気事業者と協議し、再エネ価値に電源開発支援を加味した新たなスキームを構築、区立の保育園・幼稚園・児童館への安定的な再エネ供給を確保する。
- ・ 区は、買電を通じて、長野県企業局の再エネ拡大を支援する。
- ・ 長野県企業局は、連携協定をふまえ、再エネの新規電源開発や区民への森林・水資源等の理解促進に関する取組みを実施する。

### 3 生活クラブ生活協同組合・東京及び23区南生活クラブ生活協同組合との連携協定締結について

#### (1) これまでの経緯

生活クラブ生活協同組合・東京及び23区南生活クラブ生活協同組合（以下、「生活クラブ生協」という。）は、区内に本部がある生活協同組合で、商品の販売のほか、住宅リフォームや小売り電気事業、太陽光設置事業など暮らしにかかわる様々なサービスを展開している。また、組合員向けに再エネに関する勉強会などを開催している。

生活クラブ生協では、区内の住宅向けにリースを活用した初期費用がかからない太陽光発電システムの設置と余剰再エネの地域活用を進めていく事業を実施する。

区では、2030年温室効果ガス排出量目標の実現のため、最も排出量が大きい家庭部門を重点対象とした施策推進のため、区内事業者との対話や連携を図っており、今回、この一環として、生活クラブ生協・東京及び23区南生活クラブ生活協同組合と連携協定を締結し、連携して区民への再エネ普及に取り組むこととした。

#### (2) 協定の内容

※別紙「世田谷区におけるカーボンニュートラル実現に向けた連携協定」のとおり

##### 【連携事項】

- ・ 区内の再生可能エネルギーの創出、導入、利用拡大
- ・ 地域におけるエネルギーの地産地消や有効活用の推進
- ・ 省エネルギーの推進
- ・ 区民への普及・啓発

#### (3) 締結日・期間

締結日 令和8年2月7日

期間 締結日から5年間（以降、1年ごとの自動更新）

#### (4) 今後の取組み

- ・ 令和8年2月7日に連携協定締結を記念し、地域の再生可能エネルギー拡大をテーマとしたフォーラムを開催する。
- ・ 生協クラブ生協のネットワークを活用した広報展開により、行政の手が届きにくい層への脱炭素ライフスタイルの浸透を図る。
- ・ 住宅用太陽光パネルの普及しやすいモデル構築や地産地消ネットワークの活用などについて、知見の共有や連携による新たな取り組みなどを検討する。

## 長野県企業局と世田谷区における再生可能エネルギー活用を通じた連携・協力協定

長野県企業局（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、相互に緊密に連携・協力することにより、それぞれの資源や特性を活かした地域の活性化及び環境課題の解決に寄与することを目的として、連携・協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、2050 カーボンニュートラルなど持続可能な地域社会の形成を目指し、次の事項に関し甲及び乙の連携・協力について、必要な事項を定めるものとする。

- （1）甲が推進する地域に裨益する再生可能エネルギー（水力）の新規電源開発
- （2）長野県産の再エネ電力の大都市におけるブランド価値向上と再エネ電気利用の促進
- （3）甲の再エネ電気の発電所周辺地域と世田谷区の連携・交流による両地域経済の発展
- （4）乙の再エネ電気の安定的な確保
- （5）乙の地域に裨益する再生可能エネルギーの活用
- （6）乙の再生可能エネルギーの導入の促進

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）甲が行う再生可能エネルギー（水力）に関する電源の開発、乙の施設への再エネ電力の供給及び調達に関する事項
- （2）世田谷区民に対する再生可能エネルギーの普及・啓発、理解促進に関する事項
- （3）世田谷区民に対する地域資源（森林、水資源等）の保全・活用に関する事項
- （4）その他、目的の達成に資すると双方が合意した事項

### （実施）

第3条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施や内容について必要な事項は、その都度甲乙協議の上、別途必要に応じて個別の協定、覚書又は合意書などを作成し実施する。

### （役割分担）

第4条 甲及び乙は、相互の対等な関係のもと、それぞれの立場や強みを尊重しつつ、本協定に基づく取組を円滑に実施するために必要な調整を行うものとする。

### （情報共有）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施に当たり、必要に応じて情報及び資料の提供、技術的助言などを行うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から5年間とする。ただし、期間満了の6か月前までに甲乙いづれからも申し出がない場合は、更に同一条件で1年間自動的に延長するものとし、以降は1年ごとに同様の取り扱いとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年1月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692—2

長野県企業局  
公営企業管理者 吉沢 正

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂 展人

## 世田谷区におけるカーボンニュートラル実現に向けた連携協定

世田谷区（以下「区」という。）と生活クラブ生活協同組合・東京（以下「生活クラブ」という。）及び23区南生活クラブ生活協同組合（以下「23区南」という。）は、世田谷区におけるカーボンニュートラル実現のため、相互に連携・協働することを目的として、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

**第1条** 本協定は、区、生活クラブ及び23区南の三者が、環境・エネルギー分野において相互に連携・協働し、世田谷区における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー、エネルギーの地産地消、並びに区民啓発に関する取り組みを推進することで、地域における脱炭素社会の実現と持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

### （連携事項）

**第2条** 区、生活クラブ及び23区南は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 再生可能エネルギーの創出、導入、利用拡大に関すること
- (2) 地域におけるエネルギーの地産地消や有効活用の推進に関すること
- (3) 省エネルギーの推進に関すること
- (4) 区民への普及・啓発に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 区、生活クラブ及び23区南は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、これらの具体的な実施に係る事項については、区、生活クラブ及び23区南の三者が合意の上、決定する。

3 本条に定める事項の実施において、費用が生じる場合は、区、生活クラブ及び23区南が協議の上、支払いについて決定する。

### （守秘義務）

**第3条** 区、生活クラブ及び23区南は、事前の承諾がない限り、本協定による連携を実施する上で知り得た個人情報及び秘密情報（秘密である旨を明示して開示した情報）を、法令及び区が定める条例に基づき開示が必要となる場合を除き、第三者に開示してはならず、本協定の遂行以外の目的に使用してはならない。なお、これらの義務は本協定が終了した後も同様とする。

### （協定の見直し及び終了）

**第4条** 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の

60日前までに、区、生活クラブ及び23区南のいずれかから何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 区、生活クラブ及び23区南は、協議の上、合意により本協定の内容を変更することができるものとする。
- 3 区、生活クラブ及び23区南のいずれかが本協定の終了を希望する場合は、終了予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を終了することができる。

(法令の遵守)

第5条 区、生活クラブ及び23区南は、本協定による連携の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(協定外又は疑義等への対応)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、区、生活クラブ及び23区南が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、署名・押印の上、各自1通を保有する。

2026年（令和8年）月 日

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区

世田谷区長 **保坂 展人**

東京都世田谷区宮坂3丁目13番13号  
生活クラブ生活協同組合・東京

理事長 **加瀬 和美**

東京都世田谷区宮坂3丁目13番13号  
23区南生活クラブ生活協同組合

理事長 **加瀬 奈穂子**